

朝霞市条例第30号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成12年朝霞市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の57の項中

「3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 1冊につき4,000円」を

「3 住民基本台帳の一部の写しの閲覧 1件につき200円（個人ごとに1件とする。）」

に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。